

第 1 1 5 回 宍 粟 市 議 会 臨 時 会 議 録 ( 第 1 号 )

---

招 集 年 月 日 令 和 6 年 1 月 2 4 日 ( 水 曜 日 )

---

招 集 の 場 所 宍 粟 市 役 所 議 場

---

開 会 1 月 2 4 日 午 前 9 時 3 0 分 宣 告 ( 第 1 日 )

---

議 事 日 程

日 程 第 1 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

日 程 第 2 会 期 の 決 定

日 程 第 3 第 1 号 議 案 令 和 5 年 度 宍 粟 市 一 般 会 計 補 正 予 算 ( 第 7 号 )

第 2 号 議 案 令 和 5 年 度 宍 粟 市 国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算  
( 第 3 号 )

第 3 号 議 案 令 和 5 年 度 宍 粟 市 後 期 高 齡 者 医 療 事 業 特 別 会 計 補 正 予  
算 ( 第 3 号 )

第 4 号 議 案 令 和 5 年 度 宍 粟 市 水 道 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 ( 第 3 号 )

第 5 号 議 案 令 和 5 年 度 宍 粟 市 病 院 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 ( 第 3 号 )

日 程 第 4 第 6 号 議 案 調 停 案 の 受 諾 に つ い て

追 加 日 程 第 1 第 1 号 議 案 令 和 5 年 度 宍 粟 市 一 般 会 計 補 正 予 算 ( 第 7 号 )

第 2 号 議 案 令 和 5 年 度 宍 粟 市 国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算  
( 第 3 号 )

第 3 号 議 案 令 和 5 年 度 宍 粟 市 後 期 高 齡 者 医 療 事 業 特 別 会 計 補 正 予  
算 ( 第 3 号 )

第 4 号 議 案 令 和 5 年 度 宍 粟 市 水 道 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 ( 第 3 号 )

第 5 号 議 案 令 和 5 年 度 宍 粟 市 病 院 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 ( 第 3 号 )

追 加 日 程 第 2 第 6 号 議 案 調 停 案 の 受 諾 に つ い て

---

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日 程 第 1 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

日 程 第 2 会 期 の 決 定

日 程 第 3 第 1 号 議 案 令 和 5 年 度 宍 粟 市 一 般 会 計 補 正 予 算 ( 第 7 号 )

	第 2 号議案	令和 5 年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
	第 3 号議案	令和 5 年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予 算 (第 3 号)
	第 4 号議案	令和 5 年度宍粟市水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
	第 5 号議案	令和 5 年度宍粟市病院事業特別会計補正予算 (第 3 号)
日程第 4	第 6 号議案	調停案の受諾について
追加日程第 1	第 1 号議案	令和 5 年度宍粟市一般会計補正予算 (第 7 号)
	第 2 号議案	令和 5 年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
	第 3 号議案	令和 5 年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予 算 (第 3 号)
	第 4 号議案	令和 5 年度宍粟市水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
	第 5 号議案	令和 5 年度宍粟市病院事業特別会計補正予算 (第 3 号)
追加日程第 2	第 6 号議案	調停案の受諾について

応 招 議 員 ( 1 4 名 )

出 席 議 員 ( 1 4 名 )

1 番	津 田 晃 伸 議員	2 番	山 下 由 美 議員
3 番	前 田 佳 重 議員	4 番	飯 田 吉 則 議員
5 番	八 木 雄 治 議員	6 番	西 本 諭 議員
7 番	中 本 隆 敏 議員	8 番	垣 口 真 也 議員
9 番	神 吉 正 男 議員	1 0 番	林 克 治 議員
1 1 番	大 畑 利 明 議員	1 2 番	欠 番
1 3 番	欠 番	1 4 番	大久保 陽 一 議員
1 5 番	今 井 和 夫 議員	1 6 番	浅 田 雅 昭 議員

欠 席 議 員 ( な し )

職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	大 前 和 浩 君	書	記 岸 元 秀 高 君
書 記	小 椋 沙 織 君	書	記 幸 長 祥 太 君

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市	長	福	元	晶	三	君	副	市	長	富	田	健	次	君									
教	育	長	中	田	直	人	市	長	公	室	長	水	口	浩	也	君							
総	務	部	長	砂	町	隆	之	君	教	育	委	員	会	教	育	部	長	大	谷	奈	雅	子	君

(午前 9時30分 開会)

○議長(浅田雅昭君) 皆様、おはようございます。

開会の前に一言申し上げたいと思います。

新年明けて元日、能登半島地震が発生、多くの方がお亡くなりになり、まだ安否の分からない方もあります。また多くの方が厳しい寒さの中、過酷な状況で避難生活を送られています。亡くなられた方々の御冥福と、被災された方々にお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興を願っています。

また1月17日は、阪神淡路大震災から29年を迎えました。6,434の方が亡くなられた大災害でした。

この後も東日本大震災や熊本地震と、大きな被害をもたらした地震が発生しております。いつどこで起きるか分からない地震災害、山崎断層帯を抱える宍粟市においても、私たち一人一人が、改めて地震への備えを考えていかなければならないと思ったところでございます。

それでは、ただいまから第115回宍粟市議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち諸般の報告をいたします。

報告1、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、専決処分事項の報告書が市長から提出されておりますので、御高覧願います。

報告2、地方自治法第121条の規定に基づき、今期臨時会の説明員として出席通知のありました者の職・氏名は、お手元に配付しております議長宛の通知書写しのとおりであります。

報告3、本日、市長から議案6件が提出されております。

これで報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(浅田雅昭君) 日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第89条の規定により、議長より指名します。

11番、大畑利明議員、14番、大久保陽一議員、以上両議員にお願いします。

日程第2 会期の決定

○議長(浅田雅昭君) 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日限りとしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅田雅昭君) 御異議なしと認めます。

会期は、本日 1 日限りと決定いたしました。

日程第 3 第 1 号議案～第 5 号議案

○議長(浅田雅昭君) 日程第 3、第 1 号議案、令和 5 年度宍粟市一般会計補正予算(第 7 号)から第 5 号議案、令和 5 年度宍粟市病院事業特別会計補正予算(第 3 号)までの 5 議案を一括議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長(福元晶三君) 皆さんおはようございます。本日はよろしくお願ひ申し上げたいと、このように思います。

冒頭、議長のお話がありましたとおり、1 月 1 日の能登半島地震、大変な状況下であります。心より御見舞いを申し上げたいと同時に、一日も早く復興への足がかりになればいいなど、こんなふうに願っておるところであります。

改めて我が町も防災・減災、あるいは市民一人一人の命を守る行動を含めて、さらに啓発やさらに気を引き締めて、そのことについて取り組んでまいりたいと考えております。

また同時に、能登半島の地震に対する支援であります。もうかねてより御報告があったと思いますが、兵庫県につきましても、各市町、県と一体となりながら支援体制を構築しております。

我が町につきましても、来る 2 月 3 日より住宅の被害調査を含めて、支援を開始をすることとなっております。その後、また県の要請において給水とか、各方面で体制を整えておりますので、支援体制をさらに充実する中で、県と一体となって進めていきたいと、このように考えております。

さて、提案を申し上げます第 1 号議案から第 5 号議案までの補正予算、5 議案につきましても、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、宍粟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の公布に伴い、不足する会計年度任用職員の給与等について予算計上するものであります。

それでは、各議案の概要につきましても順次御説明を申し上げます。

初めに、第1号議案、令和5年度宍粟市一般会計補正予算（第7号）につきましては、国税収入の増額に伴い、追加交付されます普通交付税のほか、国県支出金を財源に、人件費の補正を行うものであります。補正額は、歳入歳出にそれぞれ3,683万7,000円を追加し、補正後の総額を245億3,394万8,000円とするものであります。

次に、第2号議案、令和5年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、国民健康保険事業基金積立金を減額し、保険事業費の人件費の補正を行うものであります。

次に、第3号議案、令和5年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、一般会計からの繰入金を財源に人件費の補正を行うものであります。補正額は、歳入歳出にそれぞれ17万7,000円を追加し、補正後の総額を6億1,825万4,000円とするものであります。

次に、第4号議案、令和5年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、内部留保資金を財源に、人件費の補正を行うものであります。支出補正額は68万円の増額とし、補正後の支出総額を23億361万5,000円としております。

次に、第5号議案、令和5年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、内部留保資金を財源に人件費の補正を行うものであります。支出補正額は978万8,000円の増額とし、補正後の支出総額を49億9,057万9,000円としております。

以上、補正予算5議案につきまして、一括して概要の御説明を申し上げます。それぞれ、諸事情を御賢察の上、原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅田雅昭君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので質疑を終了したいと思います。  
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅田雅昭君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第1号議案から第5号議案までの5議案は、予算決算常任委員会に審査を付託いたします。

日程第4 第6号議案

○議長（浅田雅昭君） 日程第4、第6号議案、調停案の受諾についてを議題といた

します。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

- 市長（福元晶三君） 第6号議案、調停案の受諾につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、元会計年度任用職員A氏、以下はA氏と呼称させていただきますが、本市を相手方として、裁判所へ行った労働審判手続の申立てについて、労働審判委員会より提示された調停案に応じるため、議会の議決を求めるものであります。

本件の経緯を御説明申し上げます。

本市が令和3年4月1日に、条件つきで採用しましたA氏を正式採用しなかったことにつきまして、A氏が加入した労働組合との間での団体交渉及び兵庫県労働委員会への不当労働行為救済の申立てを経て、令和5年8月19日にA氏が申立人となり、本市から解雇に追い込むパワハラ行為、精神的苦痛及び人権侵害並びに団体交渉に対しての不誠実な対応を受けたとして、本市に対して慰謝料等を請求する内容の労働審判申立書が神戸地方裁判所に提出をされました。

このことにより、2回の労働審判委員会において、A氏と本市双方の聞き取りが行われ、労働審判委員会より調停案が提示されたところであります。

以上の経緯を踏まえ、労働審判委員会より提示された調停案に応じることで、早期解決を図りたいと考えております。

以上、諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（浅田雅昭君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（浅田雅昭君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第6号議案は、文教民生常任委員会に審査を付託いたします。

ここで、委員会審査のため暫時休憩いたします。

午前 9時41分休憩

午前 11時40分再開

○議長（浅田雅昭君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま各常任委員長より議案の審査が終了したとの報告がありました。  
お諮りします。

第1号議案から第6号議案までの6議案を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅田雅昭君） 御異議なしと認めます。

よって、第1号議案から第6号議案までの6議案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 第1号議案～第5号議案

○議長（浅田雅昭君） 追加日程第1、第1号議案、令和5年度宍粟市一般会計補正予算（第7号）から第5号議案、令和5年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第3号）までの5議案を一括議題といたします。

本5議案は、本日の本会議で予算決算常任委員会に審査を付託していたものであります。

予算決算常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長、15番、今井和夫議員。

○予算決算常任委員長（今井和夫君） 先ほどの本会議で上程され、本委員会に付託されました第1号議案、令和5年度宍粟市一般会計補正予算（第7号）から第5号議案、令和5年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第3号）までの5議案について審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

委員会は本会議休憩中に開催し、関係職員に説明を求め詳細審査を行いました。なお、今回の補正予算は、宍粟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の公布に伴い、不足する会計年度任用職員の給与等について予算計上するものであります。

まず、第1号議案、令和5年度宍粟市一般会計補正予算（第7号）につきましては、国税収入の増額に伴い追加交付されます普通交付税のほか、国県支出金等を財源に人件費の補正を行うものです。

次に、第2号議案、令和5年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、国民健康保険事業基金積立金を減額し、保険事業費の人件費



の補正を行うものです。

次に、第3号議案、令和5年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、一般会計からの繰入金を財源に、人件費の補正を行うものです。

次に、第4号議案、令和5年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第3号）及び第5号議案、令和5年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、内部留保資金を財源に人件費の補正を行うものです。

審査の中で委員からは、宍粟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の公布に伴い、予算の補正または流用が必要となる会計について、確認とその合計金額について質疑がありました。

これに対し、一部の予算科目によっては予算流用により対応できる見込みであり、改正条例を受けて支給対象となる職員があるところは支出できるよう、各会計において対応を行ったとの説明がありました。

また条例改正に伴い、勤務調整などによるトラブル発生が懸念されていたが、そういった事案はないかとの質疑があり、これに対して個々の事情によって勤務調整が行われるが、現時点ではそのような意見、報告等は届いていないとの回答がありました。

その後自由討議を行い、参考に採決しました結果、第1号議案から第5号議案までの補正予算5議案については、いずれも全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上御報告いたします。

○議長（浅田雅昭君） 予算決算常任委員長の報告は終わりました。

続いて、質疑を省略して討論を行います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅田雅昭君） 御異議なしと認めます。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅田雅昭君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第1号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第1号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅田雅昭君) 御異議なしと認めます。

第1号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第2号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第2号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅田雅昭君) 御異議なしと認めます。

第2号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第3号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第3号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅田雅昭君) 御異議なしと認めます。

第3号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第4号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第4号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅田雅昭君) 御異議なしと認めます。

第4号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第5号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第5号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅田雅昭君) 御異議なしと認めます。

第5号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

追加日程第2 第6号議案

○議長(浅田雅昭君) 追加日程第2、第6号議案、調停案の受諾についてを議題とします。

本議案は、本日の本会議で文教民生常任委員会に審査を付託していたものであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、9番、神吉正男議員。

○文教民生常任委員長(神吉正男君) 本日付託されました第6号議案、調停案の受諾については、第17回文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第6号議案の内容は、元会計年度任用職員が宍粟市を相手方として、裁判所へ行った労働審判手続の申立てについて、労働審判委員会より提示された調停案に応じるため、議会の議決を求めるものであります。

審査の中で委員からは、市が負担すべき調停に関する費用が発生しているのかとの質疑があり、当局からは、代理人の弁護士に対し、書類作成、打合せ、相談等に要した費用などが発生するとの回答がありました。

また、第3回目の労働審判が開かれる予定だが、調停成立の見込みがあるのかとの質疑があり、当局からは、2回の審判の経過から考えると、成立する方向ではないかとの回答がありました。

そのほか、これまでの調停の経過、内容などについて質疑が行われました。

以上、関係職員の出席を求め慎重に審査しました結果、第6号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

○議長(浅田雅昭君) 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（浅田雅昭君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅田雅昭君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第6号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅田雅昭君） 御異議なしと認めます。

第6号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。

今期臨時会に付議されました案件は全て議了いたしましたので、閉会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅田雅昭君） 御異議なしと認めます。

よって、第115回宍粟市議会臨時会は、これをもって閉会いたします。

御苦労さまでした。

（午前11時51分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会議長 浅 田 雅 昭

宍粟市議会議員 大 畑 利 明

宍粟市議会議員 大 久 保 陽 一